別添1の参考

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案等の概要について（諮問及び報告）（一般健康診断の検査項目等関係）

第184回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要（諮問）

１.改正の趣旨

- 労働安全衛生法に基づく一般健康診断について、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」において得られた結論に基づき必要な改正を行うもの

２．改正の概要

- 一般健康診断の項目に係る省令の改正
  - 血清クレアチニン検査を追加※１、喀痰検査を削除※２、
    肝機能検査の名称変更（GOT⇒AST、GPT⇒ALT、γ-GTP⇒γ-GT）※３

※１　厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができることとする。

※２　胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、速やかに医療機関への受診勧奨を行うことを健診機関等に指導予定。

※３　事業者や労働者に名称変更による混乱が生じないよう、必要に応じ、健康診断個人票について、新名称と旧名称を併記しても構わない旨健診機関に周知予定。

- その他所要の改正

３．公布日等

公布日　：令和８年４月（予定）
施行期日：令和９年４月１日

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示案の概要（報告）

１.改正の趣旨

- 労働安全衛生法に基づく一般健康診断について、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」において得られた結論に基づき必要な改正を行うもの

２．改正の概要

- 健診項目について、医師が必要でないと認めるときは省略することができるとする基準を示す告示の改正
  - 血清クレアチニン検査：40歳未満の労働者を省略することができる者として追加
    （定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断に限る）
  - 喀痰検査：検査項目からの削除に伴い、省略告示からも削除

３．告示日等

告示日　：令和８年４月（予定）
適用期日：令和９年４月１日

労働基準法施行規則の一部改正
（高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の検査項目の見直し）

労働条件分科会（第208回）
令和8年4月17日
資料
No. 2-2

１.改正の趣旨

- 高度プロフェッショナル制度においては、「勤務間インターバルの確保及び深夜業の回数制限」、「健康管理時間の上限措置」、「年１回以上の連続２週間の休日付与」、「臨時の健康診断」のいずれかの措置を労使委員会の決議において定め、実施することとされている。
- このうち「臨時の健康診断」の検査項目について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目に「血清クレアチニン検査」を追加する労働安全衛生規則等の改正が行われる（令和８年3月16日安全衛生分科会諮問・答申）ことを踏まえ、見直しを行う。

２．改正の概要

- 「臨時の健康診断」において行うべき検査項目に、「血清クレアチニン検査」を追加する。

（参考１）「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」（平成30年12月26日労政審答申）において、「臨時の健康診断」の検査項目は、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目であって脳・心臓疾患との関連が認められるもの」とされている。

（参考２）血清クレアチニン検査は、腎臓の機能を表すeGFR（推算糸球体濾過量）を算出するための検査。CKD（慢性腎臓病）患者は、GFR（糸球体濾過量。通常eGFRによって評価される。）が低下するほど心血管疾患イベント、心血管死、死亡のリスクが高まるとされている。（参照：日本腎臓学会「CKD診療ガイド2024」等）

３．施行期日等

公布日　：令和８年４月（予定）
施行期日：令和９年４月１日